

発行:青森県教育庁教職員課 (〒030-8540 青森市長島1-1-1)

## 力になります、スクールロイヤー

県教育委員会では、要望やトラブルなど外部対応に係る教職員の負担軽減を図り、児童生徒にとって最適な教育環境を維持するため、令和3年度から県内6地区に「スクールロイヤー」を設置しています。

所得や年齢に関係なく、様々な事情や背景を持つ人が集まる、そんな特殊な場所だからこそ、多様化する要望等への対応に悩むこともあるかと思えます。そんな学校の悩みに応えるべく、弁護士による定期相談会等を行っています。

### スクールロイヤーの活動内容

- (1) 定期相談会 (年3回)
- (2) 学校への派遣 (随時)
- (3) 教職員を対象とした研修会
- (4) いじめ防止教室



### 利用状況 (R3.11現在)

地区	定期相談会		派遣
	学校	委員会	学校
東青	1	1	1
西北	1		1
中南		2	
上北			
下北			
三八	3		
計	5	3	2

### 【相談例】

卒業生から、在籍時のいじめについて謝罪を求められています。



SNSに動画と先生の実名が無断掲載されているのですが。



お願いしても学校徴収金を支払っていただけません・・・。



以前悩んだ事案があるのですが、どう対応するのが適切だったのでしょうか。



弁護士さんに相談するのは敷居が高い・・・

保護者とのトラブルは学校と保護者の問題なので相談対象にはならないですよね？



「弁護士への相談」というと損害賠償や訴訟のイメージがあるかもしれませんが、外部対応でご不安があれば些細なことでも承ります。

お気軽に県教育委員会（小中学校は、所管の教育委員会）までご連絡ください。

次回定期相談会は

**12月** の予定です。